

# 答 申

諮問第130号

## 第1 審査会の結論

和歌山県警察本部長（以下「実施機関」という。）が行った、別紙に記載の公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）について行った非開示決定は、妥当である。

## 第2 審査請求に至る経過

- 1 審査請求人は、和歌山県情報公開条例（平成13年和歌山県条例第2号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、平成26年5月27日付けで本件開示請求を行った。
- 2 実施機関は、審査請求人に対し、平成26年6月12日付けで「作成又は取得していないため」との理由で非開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。
- 3 審査請求人は、平成26年6月21日付けで行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定により、本件処分を不服として、実施機関の上級行政庁である和歌山県公安委員会に対し審査請求を行った。

## 第3 審査請求の内容要旨

### 1 審査請求の趣旨

審査請求人には、本件開示請求に対して「知る権利」があるので、本件処分を取り消し、包み隠さず開示すべきことを求めるものである。

### 2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書及び意見書によって、本件処分に関して主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

なお、審査請求人は、審査会における説明及び意見の陳述を行わなかった。

- (1) 本件開示請求は、違反を誘発している和歌山県伊都郡九度山町九度山766（以下「本件現場」という。）にある一時停止標識設置に係る不当性を立証するための情報開示請求である。本件現場において標識があることを確認できず、無意識に違反をしていることを十分把握しているにもかかわらず、和歌山県橋本警察署（以下「橋本警察署」という。）は集中して一時不停止（違反）の検挙数を上げている。この実情を公にすることは、橋本警察署にとって極めて都合の悪いことであるのは分かるが、こうした事実関係を公にするための手段が情報公開制度である。本件現場に関して、裁判官に現場検証の立会い時に、いかに違反とされる状況が作り出されているかを確認していただき、数字としても提示する必要があると考えたためである。
- (2) 非開示理由として、「作成又は取得していないため」とするが、職務日誌等に一時不停止（違反）取締り（検問）がなされた旨の記載はあり、交通反則告知書・免許証保管証の写しから本件現場の検問日も容易に分かる情報であるので、添付書面開示公文書の一時停止の標識の設置状況書のように、橋本警察署が所有する情報について公文書を作成し開示すべきである。情報が有りながら和歌山県警にとって都合の悪い情報を開示しないことは、不当である。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が非開示決定通知書、審査請求に対する理由説明書及び審査会における説明並びに意見の陳述によって主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

##### 1 本件開示請求内容について

本件開示請求内容は別紙のとおりであり、実施機関では交通違反の件数は、交通違反を取り締まった際に作成される交通反則切符の情報を元に作成している。ただし、今回は橋本警察署管内の平成25年度の一時不停止（違反）取締り及び本件現場の一時不停止（違反）取締りの日数についての開示請求がなされたもので

ある。

## 2 交通指導取締り及び取締り日数について

交通指導取締りは、通常の警察活動の中で様々な場所において、様々な違反を対象に毎日実施されているが、実際は事案発生等により「交通指導取締り計画」に基づく計画的な取締りを実施できない場合もあり、計画に基づき指定された日時に取締りを実施したのか、また計画内の一部の時間でも実施したのかについては、日誌を確認しても、日誌では判断できない場合があり、上述のとおり、実際の取締り日数は日誌を確認しても、特定できないものである。

## 3 「勤務日誌」と「捜査日誌」について

審査請求人が開示請求書に記載する「職務日報等」とは、「勤務日誌」及び「捜査日誌」が該当すると考えられる。「勤務日誌」とは、地域警察活動の効果的な運営を図るため、各警察署の交番、駐在所等の当勤日における具体的な運用計画、勤務員氏名、勤務時間、幹部からの指示事項、活動内容等の実働体制及び対応した事案が記録されているものである。また、「捜査日誌」とは、警察本部及び各警察署において捜査活動に従事する勤務員が、その氏名、勤務時間、前日の捜査結果、本日の予定、幹部からの指示事項等について記載しているものである。

地域警察官の活動は、警ら、巡回連絡、立番及び在所勤務などの地域警察活動を通じて、犯罪の予防、鎮圧、検挙活動を行うことで地域住民の安心安全を確保しているものである。警らの具体的な中身の詳細まで「勤務日誌」に記載する必要のないことは、平成5年6月24日付け地第29号、和歌山県警察本部長「地域警察官の文書簿冊処理要領について」からも明らかであるが、一方「捜査日誌」については、平成22年8月16日付け刑企、生企、交企、公、第317号、和歌山県警察本部長「捜査日誌を活用した効果的な業務管理の拡充について（普通）」からは、活動内容が分かる具体的業務を記載することとなっているが、実際の取締り日数の特定に至る程の詳細さは求められていない。

#### 4 本件処分について

上記「勤務日誌」及び「捜査日誌」からも、また現在、本件開示請求を満たす一時不停止（違反）取締り日数を記載した統計資料等も作成していないため、本件開示請求内容を充足する公文書はなく、「作成又は取得していないため」との理由により非開示としたものである。

### 第5 審査会の判断

当審査会は、本件処分の当否につき審査した結果、次のとおり判断する。

#### 1 基本的な考え方

条例は、その前文及び第1条で記されているように、県民の「知る権利」を尊重し、県の機関の有するその諸活動を県民に「説明する責務」が全うされるようにするとともに、「県民の県政に対する理解と信頼を深め、公正で民主的な開かれた県政を一層推進することを目的」として制定されたものである。

したがって、当審査会は県民の公文書開示請求権を十分尊重するという条例の趣旨に従い、実施機関の意見聴取のみにとどまらず、審査に必要な関係資料の提出を求め、審査を行った。

#### 2 本件開示請求対象公文書の不存在及び本件処分について

本件開示請求内容は別紙のとおりであり、審査請求人は、橋本警察署管内の平成25年度の一時不停止（違反）取締りと本件現場における一時不停止（違反）取締りの日数が分かる情報（職務日報等、日数が確認できる部分だけでよい。）を求めており、職務日報等を見れば、一時不停止（違反）取締り（検問）の日数が分かるという主張であり、日数は橋本警察署が十分に把握するものであると主張する。

ところで実施機関の説明によれば、日数が確認できる可能性のあるものとして開示請求書に記載する「職務日報等」を検討したところ、「勤務日誌」及び「捜査日誌」が該当すると考えられる。

「勤務日誌」は、地域警察官の活動の概要が記載されたものであ

り、「捜査日誌」は生活安全部門、刑事部門、交通部門及び警備部門に従事する勤務員の活動内容が分かるように具体的業務が記載されたものであるが、実際の取締り日数の特定に至る程の詳細さは求められていないとの説明を受けた。

実施機関の説明等を受けて、橋本警察署管内の特定日におけるいわゆる「勤務日誌」及び「捜査日誌」写しを実際に見分したところ、同文書には、橋本警察署管内及び本件現場における一時不停止（違反）取締りがあったかどうかという事実やその内容については確認できず、実施機関が主張するように審査請求人の求める情報は、「勤務日誌」及び「捜査日誌」からは明確にすることができないと認められた。また、本件開示請求を満たす一時不停止（違反）取締りの日数を記載した統計資料等も作成していないとする実施機関の説明に、不自然な点は認められない。

よって、実施機関が本件開示請求対象公文書については、「作成または取得していないため」との理由により、非開示決定を行ったことは妥当である。

### 3 結論

以上の理由により、当審査会は、冒頭「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第6 答申に至る経過

年 月 日	審査の経過
平成26年8月7日	○諮問（実施機関）
平成26年9月19日	○実施機関からの理由説明書を受理
平成26年10月6日	○審査請求人からの意見書を受理
平成27年3月11日	○審議

平成27年4月10日	○審議
平成27年5月13日	○実施機関からの説明及び意見の聴取
平成27年6月3日	○審議
平成27年7月1日	○審議
平成27年7月24日	○実施機関からの説明資料を受理
平成27年7月28日	○審議
平成27年8月26日	○審議
平成27年9月3日	○実施機関からの説明資料を受理
平成27年9月10日	○審議
平成27年9月30日	○審議
平成27年11月12日	○審議
平成27年11月26日	○審議

【別紙】

本件開示請求の内容

請求日	請求内容
平成 26 年 5 月 27 日	和歌山県橋本警察署管内の平成 25 年度の一時停止違反取締りと伊都郡九度山町九度山 7 6 6 における一時停止違反取締りの日数が分かる情報。(職務日報等、日数が確認できる部分だけでよい。)